

令和4年台風15号により被災されたお客様に対する 電気料金等の特別措置について

令和4年台風15号により被災されたお客様に、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域およびその周辺地域において、電気料金等の特別措置の適用を行うことといたしました。

対象となる地域において、被災されたお客様からのお申し出に応じて適用させていただきます。お客様の状況に応じて、ご相談させていただきますので、下記連絡先へご連絡ください。

1 適用対象（別紙）

令和4年台風15号により災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村で当社と電気のご契約をいただいているお客様。

災害救助法の対象となる市町村は別紙および内閣府ホームページにおいてご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2 特別措置の内容

ア 電気料金の支払期日の1ヶ月間延長

以下表の通り、電気料金の支払期限を延伸いたします。

低圧のお客様	2022年6月、7月、8月および9月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。
高圧・特別高圧のお客様	2022年8月、9月、10月および11月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

イ 不使用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を被災日が属する月分の翌月分から6ヶ月間に限り、免除いたします。

ウ 工事費負担金等の免除

被災されたお客様が被災前と同じ契約内容で2023年3月末日までに電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

被災されたお客様が引込線、計量器等の取付位置の変更を2023年3月末日までに申し込まれた場合は、諸工料を申し受けません。

工 臨時工事費の免除

被災されたお客様が臨時電灯または臨時電力の使用を2023年3月末日までに申し込まれた場合は、臨時工事費を申し受けません。

オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備について、2023年3月末日までの間は、復旧するまでその使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

■お問合せ先

低圧のお客様

出光興産「電気お客様センター」
☎0120-033-364（フリーダイヤル）
※ガイドス6「その他」をお選びください
【受付時間】9:00-17:30(12月29日~1月3日を除く)

高圧・特別高圧のお客様

出光興産株式会社 電力・再生可能エネルギー事業部
☎03-6870-6552
【受付時間】9:00-17:30(土日祝日および年末年始・当社指定休日を除く)

(別紙)

■適用対象市町村名

▷東京電力管内

<災害救助法適用日：9月23日>

●災害救助法適用市町村（6市2町）

都道府県	市町村
静岡県	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町

●隣接市町村（4市7町1村）

都道府県	市町村
神奈川県	足柄下郡箱根町
山梨県	富士吉田市、南アルプス市、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町
静岡県	伊豆市、伊豆の国市、田方郡函南町、駿東郡小山町

▷中部電力管内

<災害救助法適用日：9月23日>

●災害救助法適用市町村（14市3町）

都道府県	市町村
静岡県	静岡市、浜松市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町

●隣接市町村（4市1町3村）

都道府県	市町村
愛知県	豊橋市、新城市、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村
長野県	飯田市、伊那市、下伊那郡天龍村、下伊那郡大鹿村

以上